



Title	名誉毀損の救済としての差止めに関する日米比較憲法研究
Author(s)	付, 彦淇
Citation	大阪大学, 2021, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/81934
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論 文 内 容 の 要 旨

氏 名 (付 彦 洪)	
論文題名	名誉毀損の救済としての差止めに関する日米比較憲法研究
論文内容の要旨 憲法問題としての名誉毀損に関しては、通常、名誉権と表現の自由の利益衡量という問題が生ずる。したがって、裁判所が名誉毀損に対する救済を「差止め」（差止命令）という形で追求する場合にも、表現の自由の制限の可否という問題に直面しなければならない。本論文は、この問題を、表現の自由に関する日米の判例・学説に即して検討するものである。 アメリカでは、伝統的に表現の自由の優越的地位を根拠としてその強い保障が図られてきたが、近年、特に情報社会におけるインターネット上の名誉毀損に対する救済として表現行為の差止めを支持する判例・学説が台頭しつつある。もっとも、差止めに対する理解はそれほど簡単ではない。名誉毀損の救済方法として差止めを支持するアメリカの学説は、差止めが損害賠償よりも効果的な救済を実現できるとし、また、差止めと損害賠償との関係は、これと類似する事前抑制と事後的処罰との関係とは必ずしも同じではないと主張するとともに、司法手続上の観点から差止めの性格について議論している。実際、近年では、連邦下級裁判例において、「差止めの現代的なルール」という裁判法理が形成されている。このように、アメリカの学説および判例は、名誉毀損の救済方法としての差止めの実効性を考察してきている。 これに対し、同じく表現に対する差止めを憲法問題として考察する日本の理論においては、北方ジャーナル事件判決の示した実体的要件と手続的要件を踏まえた検討がなされているものの、「事前差止め」と「仮処分命令」の概念が区別されておらず、また、差止めにおける手続的保障の解明も不十分である。更に、それが表現への事前抑制なのか事後抑制なのかという区別に議論が固執するため、差止めに関する他の憲法上の問題について検討すべき課題が残されている。 以上の、差止めをめぐる理論状況を踏まえ、本論文は、日米の憲法理論を比較することを通じて、アメリカの差止め理論が日本の憲法学にもたらす示唆を検討する。そして、本論文は、アメリカにおける差止命令の判例と学説を参照した上で、日本に対して、憲法訴訟の文脈での差止め理論を確立し、名誉権と表現の自由の保障をめぐる裁判所の役割を明確化し、事前抑制の際の手続的要件に関する理論を重視することを提案したい。具体的には、以下のような検討方法および構成をとり、本論文を展開する。 本論文第1章では、アメリカにおける名誉毀損に関する最高裁判例における判断基準の変動を検討した上で、その名誉毀損の救済に着眼し、差止命令に関する憲法論的検討を行う。第1節と第2節では、New York Times事件での「現実的悪意」の判断基準を検討した上で、損害賠償が名誉毀損に対する原則的な救済方法となっていることを確認し、「現実的悪意」の判断基準の内在的欠陥を示す。第3節では、「現実的悪意」の基準に対する批判的理論を引用しつつ、インターネット上の「新しい名誉毀損」の状況を説明する。その中で、差止命令に関する理論が事前抑制の理論と対応関係にあることを確認した上で、差止命令と司法手続に関する問題を提示する。 本論文第2章では、以下の二つの部分にわけて、アメリカにおける裁判所による差止命令の適用可能性に対する憲法的考察を行う。第1節では、名誉毀損事件における差止命令に関する裁判例を概観する。それは、ペンシルベニア州最高裁Willing判決による差止めの否定（いわゆる従来ルール）の定式化を考察の端緒とし、この問題への関心を高めることになった連邦最高裁Tory判決を説明した上で、差止めの実行可能の要件（いわゆる差止めの現代的なルール）をめぐるその後の各州裁判所および連邦下級審の判例の進展を整理する。第2節では、以上の判例で示された現代的なルールに関する憲法上の	

問題を検討し、更に、従来のルールの限界、比較衡量における被害の評価方法、および差止命令と損害賠償との関係を考察する。最後に、アメリカにおける差止めの現代的なルールに関する議論が抱える課題について提示する。

本論文第3章第1節では、北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件および岐阜県青少年保護育成条例事件を検討した上で、日本における事前抑制ないし検閲の理論を検討する。第2節では、差止め一般とは区別して仮処分命令を考察して、救済方法としての「差止め」と「仮処分命令」それぞれの特徴を考察する。即ち、「差止め」は、本案訴訟と保全訴訟双方に用いることができるが、「仮処分命令」は保全訴訟にのみ適用される。その上で、北方ジャーナル事件判決の示す実体的要件と手続的要件が日本の差止めの原型として課題を提示するものと捉え、最後に、これを憲法理論と接続するにあたり、差止めに関する問題を憲法判断の方法論の中で考察する。

本論文第4章は、第3章で提示した憲法理論の適用可能性を検討する。第1節と第2節では、情報社会における名誉毀損事件の特徴を示して、表現の自由と差止めとの関係について、憲法訴訟上の観点から検討し、両者から導かれる憲法価値を明らかにすることを試みる。また、インターネット上の名誉毀損事件における具体的な裁判例を扱い、差止めに関する判断基準の現状を説明する。第3節では、差止めに関する判断基準の状況に応じて、差止めによる救済に係る課題、裁判所による手続的保障、そして差止めは事前規制か事後規制かという問題を検討する。

本論文は、結論として、以上に示した課題を整理し、表現の自由と差止めの不調和性に直面している差止め理論を憲法的に理論化するという将来の課題を提示する。差止めにおける「裁判所による事前抑制」の側面を踏まえ、日本の判例・学説が裁判所による憲法的権利保障と救済の役割、特にその手続的要件に関する理論を重視すべきことを主張する。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (付 彦 洪)			
論文審査担当者	(職)		氏 名
	主 査	教授	高井 裕之
	副 査	教授	高田 篤
	副 査	教授	松本 和彦

論文審査の結果の要旨

(1) 学位申請者・付彦洪氏の学位申請論文「名誉毀損の救済としての差止めに関する日米比較憲法研究」につき上記 3 名の審査委員で審査したところ、同論文は、明瞭かつ平明に書かれ、論理的整合性を保ちつつ高いオリジナリティを有しており、十分な学術的価値を持つものであって、かつ学位申請者が当該論文の学術内容を含む分野に関する十分な全般的知識を有していると認められることから、審査委員全員一致で学位申請者は博士（法学）の学位授与に値すると判断するものである。

(2) 本論文は、名誉権と表現の自由との衝突をいかに解決するかという重要な憲法問題について、特に名誉毀損表現の差止めの可否およびその要件に焦点を当て、日米両国の判例・学説を広く検討するものである。従来のわが国における一般的理解では、アメリカでは合衆国憲法修正第 1 条によって言論の自由が強く保護され、とりわけ表現の事前抑制にはきわめて強く違憲性の推定が働くとされてきたことから、名誉毀損表現に対する公権力による差止めは許されず、救済はもっぱら金銭賠償によって図られると考えられてきた。しかしながら、確かに連邦最高裁判所においては名誉毀損の救済として差止めを認める判例はないものの、連邦下級裁判所および州裁判所においては救済としての差止めを認める判例も見られるところであり、本論文はそれらの判例を丹念に分析して従来の理解に反省を迫るものとなっている。このような観点からのわが国の先行業績は少なく、これが本論文の主要なオリジナリティのひとつである。また、わが国においては、有名な北方ジャーナル事件最高裁判決によって名誉毀損の救済としての出版の事前差止めが認められたが、同判決の意義や射程については後の判例でも問題となり、とりわけ近年はインターネット上の名誉毀損に関して重要な論点となっている。本論文は、アメリカ法分析から得られた視点を用いて、わが国における一連の判例を整理・分析するものであって、今後この分野における理論の発展に貢献することが期待される。

(3) 具体的には、本論文は次のような構成になっている。まず「はじめに」で問題を提起し本論文の構成を概観する。伝統的な英米法にはコモン・ローとエクイティという 2 つの法体系があり、救済として前者は金銭賠償、後者は差止め（インジャンクション）を活用していたところ、名誉毀損は前者の管轄とされていたため、「エクイティは名誉毀損を差し止めない」という法諺のとおり、その救済は金銭賠償に限られていた。また、合衆国においては憲法上の要請として言論の事前抑制が厳しく制限されていたため、さらにこの傾向は強められた。しかし、近年、インターネット上の名誉毀損への対応の必要性などから、この原則の見直しが求められている。

このような問題意識に基づき、第 1 章「損害賠償に関するアメリカにおける名誉毀損事件」では、New York Times v. Sullivan 判決など連邦最高裁の判例を中心にアメリカにおけるこれまでの名誉毀損と表現の自由をめぐる法理を素材として、「現実の悪意」の法理など金銭賠償による救済の要件を検討して、その問題点を指摘するとともに、救済としての差止めに関する学説をいくつか紹介して、差止めの意義について考察する。

これを受けて第 2 章「差止めの現代的なルール」では、この問題に関する主要な州裁判所および連邦下級裁判所の判例をいくつか取り上げて、名誉毀損の救済方法としての差止めの可否について検討する（連邦最高裁もこの問題を取り上げようとしたことがあるが、最高裁係属中に訴訟当事者が死去したことによってこの問題に正面から答える判決にはならなかった）。これらの判例には差止めについて肯定的なものと否定的なものがある。上記のような伝統に従って否定的に考える判例は、合衆国憲法制定時に影響力を持っていたイギリス法に関する William Blackstone の見解を引用するとともに、救済として有効な差止命令を発しようとするればそれが過度に広範になりがちであることや、コモン・ローにより損害賠償を請求する場合には陪審の判断を受けることができるがエクイティには陪審制度がない

ことも指摘する。他方、救済としての差止命令に肯定的な考え方（判例上の表現を借りて本論文は「現代的なルール」と呼ぶ）は、否定説の指摘する問題点を意識しながらも、差止禁止は絶対的ではなく、差止めの対象となる表現内容が虚偽であることが終局判決によって認定されていること、差止命令の範囲が明確で必要最小限にとどまること、そして差止めによらなければ被害者は回復不可能な損害を受けることなどを要件としてこれが認められると判断している。ただし、判例によってこれらの要件は必ずしも一定していない。本論文は、これらの判例の状況を受けて、さらに、差止めの場合にも陪審を関与させる仕組みを提案する学説などに言及するとともに、差止めを認める判例においても金銭賠償による救済を優先する傾向があることに疑問を呈し、金銭賠償と差止めのいずれが憲法上の表現の自由を過度に抑制するかは一概には言えないのではないかと問題提起している。

第3章「日本における名誉毀損裁判例と差止め」では、表現の事前抑制に関する日本の判例を分析する。北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件および岐阜県青少年保護育成条例事件の最高裁判決を検討し、名誉毀損とプライバシー侵害との異同、仮処分による差止めと本案判決による差止めとの異同、検閲と事前抑制との異同等に注意を促し、また、差止めのための手続的要件と実体的要件それぞれについて論じている。

第4章「情報社会における名誉毀損と差止め」では、インターネット上の名誉毀損やプライバシー侵害についての判例を検討する。ここでは、著名なグーグル検索結果削除請求事件平成29年最高裁決定やその原審等、また、その後のものを中心にいくつかの判例を取り上げて、事実関係や裁判要旨の詳細な分析を行っている。本論文は、これらの裁判例について、北方ジャーナル事件判決の影響を受けつつもインターネットの特質に応じて修正を加えているが、まだ一定の基準を定立するに至っていないと総括している。さらに、日本の判例ではこれらが憲法問題であることの認識が弱いことを批判し、「当事者双方審尋の手続を保障すると同時に、適正な憲法判断を求めることができるように審級制度において事後的救済を求める方法を保障する必要がある」と本論文は主張する。また、表現規制が事前か事後かを重視する日本の判例に対して、アメリカの判例・学説を参考にしてさまざまな要素をより詳細に検討すべきであると本論文は提案している。

「おわりに」では、本論文の全体を要約して結んでいる。

(4) 本論文は、日米の判例・学説を多数検討し、名誉毀損の救済としての差止めに関する憲法問題を詳細に検討する力作である。両国の法制度の相違など分析・叙述に当たって留意すべき点も少なくないところ、本論文は、関連する法制度の基本的事項を丁寧に押さえており、学術的に十分な水準に達しているとともに、表現の自由の一般論およびとりわけ表現の事前抑制という論点に関して学位申請者が十分な全般的知識を有していることを示している。テーマ自体から見ても、とりわけインターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害が深刻な社会問題となっている今日、本論文は憲法学に重要な貢献をするものである。もっとも、アメリカの判例・学説に含まれる論点に関しては、それらが多様で難しいところもあるが、本論文におけるその総括的評価にはさらに整理する余地もあるように思われるし、またそのように整理すれば、これに基づく日本法の分析もさらに精緻化できるのではないかと考えられる。この点は、学位申請者の今後の研究の進展に期待したいところである。また、本論文のテーマは比較的限られた問題ではあるが、インターネット時代における表現の自由という、より広範な問題につながるものであるだけに、学位申請者にはそれらの発展的課題にも取り組んでほしいと思われる。

以上の理由により、審査委員全員一致で、学位申請者は博士（法学）の学位授与に値すると判断するものである。

なお、本学位申請論文に剽窃がないことを確認した。

(以上)